

田辺市漁業者経営継続支援補助金

新型コロナウイルスにより影響を受けている漁業者に対して、漁業経営の継続を支援するため、漁業を営むために漁船へ給油した燃油購入費用を補助します

補助対象者

以下の条件をすべて満たす個人または法人

- (1) 令和2年4月1日時点で田辺市に住民登録されている方（法人の場合は市内に本店を有する法人）
- (2) 漁業協同組合の組合員である方
- (3) 漁船（漁船法に基づく登録漁船）の所有者又は使用者である方
- (4) 今後も漁業経営を継続する意思を有する方

補助対象要件

令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までの間で、卸売市場（卸売市場法に基づき開設された市場）との取引実績が10日以上あること

補助対象経費

令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までの間で、**漁業を営むために漁船へ給油した燃油の購入費用**

※漁業目的以外（遊漁船や警戒船等）での燃油購入（使用）がある場合は、当該購入分を除いた額が補助対象経費となります。（漁業目的以外での購入数量及び金額が判別できる書類の添付が必要となります。）

※補助金交付申請時までに支払済みのものが対象となります。

補助金の額

補助率20%（補助上限200万円）

申請について

【申請方法】

補助金交付申請書等に必要事項を記入の上、下記の添付書類とともに田辺市役所水産課まで郵送又はご持参ください。和歌山南漁業協同組合及び新庄漁業協同組合所属の方は、各組合事務所へ提出することもできますので、詳しくは各所属組合までお問い合わせください。

※申請書類等については、市ホームページよりダウンロードいただくか、各組合事務所に備え付けています。

【添付書類】

申請書を提出される際には、以下の書類を添付してください。

- (1) 漁業協同組合の組合員であることを証する書類（各漁業協同組合が発行するもの）
- (2) 動力漁船登録票の写し又は漁船原簿謄本
- (3) 燃油の購入明細表及び領収書等の写し
- (4) 卸売市場との取引実績を証する書類（水揚明細書など）
- (5) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写し
- (6) 誓約書 ほか

※原則として、提出いただくすべての書類の名義が一致していなければ補助金は交付されません。

【申請期間】

令和2年10月1日（木）～令和3年3月31日（水）

※1経営体（漁業者）からの申請は1回限りとします。

※郵送の場合は令和3年3月31日（水）までの消印を有効とします。

お問い合わせ先